御船町恐竜博物館ミュージアムショップ運営事業者募集要項

1　募集の目的

御船町恐竜博物館(以下「博物館」という）は、恐竜を中心とする古生物学博物館であり、来館者が年間 15 万人を超える県内有数の博物館となっています。これまで、博物館に相応しいミュージアムショップとして品揃えやオリジナルグッズの開発に注力しながら直営で運営してきました。

このたび、お客様の多様なニーズに応えるミュージアムショップとして更なる充実発展を図るために本年 10 月 1 日から運営業務を委託すべく、運営を担う事業者（以下「運営事業者」という）について募集します。

2　博物館の概要

名　　称	御船町恐竜博物館
所 在 地	御船町大字御船 995－６
施設規模	敷地面積 3,406 ㎡ 延床面積 1,974 ㎡
施設概要	鉄骨２階建て 常設展示室：570 ㎡、体験交流室：80 ㎡、交流ギャラリー：274 ㎡ その他収蔵庫、標本準備室、標本作製室、事務室等 令和６年度の来館者数は約 15 万９千人

3　ミュージアムショップ概要

（１）　場　　所：御船町御船 1003－２（博物館隣接）観光交流センター東側の一部区画　（入口を入って右側のエリア：別添平面図参照）

（２）　売場面積：11.6 ㎡

※ア　店舗の什器、備品等は原則として博物館から提供する。

※イ　有線 LAN 無線 LAN は整備しないので、必要に応じ運営事業者において設置すること。

４　募集条件

（１）　運営に係る基本的事項

委託期間：令和７年 10 月１日から令和９年３月 31 日までの１年６か月

ただし、御船町（博物館）と運営事業者が協議のうえ１年間に限り延長することができる。

ア　営業方針：子どもから大人まで幅広い層に親しまれる博物館にふさわしく、かつ、店舗自体が博物館の展示施設の一部であるとの営業方針とし、博物館のミュージアムショップとして商品陳列、並びに販売スタッフの接客及び服装等に配慮すること。

イ　営 業 日：博物館の開館日とする。（休館日は毎週月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）、年末年始（12/28～１/４）。

ただし、特別展のために臨時開館すること、施設点検や自然災害のために臨時休館することがある。

ウ　営業時間：午前９時から午後５時までとする。

エ　販売品目：恐竜をモチーフとしたグッズや化石、鉱物、図鑑など博物館にふさわしい商品とし、原則として現在ミュージアムショップで販売中の商品とする。

オ　販売価格：販売元で販売価格が指定されている商品が多いので留意すること。（詳細は現地説明会の際に説明する）

カ　そ の 他：博物館の運営、事業推進等に協力すること。

（２）　運営に当たっての条件

ア　運営全般

（ア）　博物館のサービス向上、イベント等に協力すること。

（イ）　博物館との連絡調整役を担う現場責任者を１名任命すること。また、任命又は変更したときは、博物館に届出を行うこと。

（ウ）　商品の仕入及び販売については、自ら準備した資金で行うこと。包装材料、紙袋等は自ら準備すること。

（エ）　毎月初日から月末までの売上金額（消費税を含む）を集計し、翌月 10 日までに博物館に報告すること。報告後、町が発行する納入通知書により売上金額から消費税を控除した額の５％の割合を乗じて得た額（１円未満は切り捨て捨てる。）を指定する期日までに納入すること。

なお、売上金額とは、送料や包装料金等を除く商品の現金販売、クレジットカードによる販売その他の商品販売による売上金額とする。

（オ）　報告書には毎日の売上金額、客数及びその月合計を明記すること。

（カ）　店舗の名称は、「御船町恐竜博物館ミュージアムショップ」とする。

（キ）　委託開始の時点で博物館に商品在庫がある場合には、販売を事業者に委託するので、協力すること。詳細は委託契約の際に定める。

（ク）　電気料、通信費、清掃、消毒、ごみ処理等の経費については運営事業者の負担とする。

電気料及び水道料等の算定に関しては、「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等事務取扱要領」の規定に基づき算定する。

イ　品揃及び新商品開発

（ア）　運営事業者において、新規に商品を扱おうとする場合又は新商品を開発しようとする場合は、事前に博物館と協議すること。

（イ）　博物館が、オリジナル商品を新規に開発する場合は、事前に計画段階から協議をするので、協力し販売すること。

（ウ）　特別展等の開催に伴って博物館が指定する商品（図録等）の委託販売に協力すること。

ウ　おもてなし力

（ア）　お客様の満足度向上に向けて創意工夫ある店舗の運営を行うこと。

（イ）　クレジットカード、電子マネー等による支払いにできる限り対応すること。

（ウ）　販売スタッフの接客に関する研修を行うこと。

エ　その他

（ア）　毎日の業務終了後に、販売フロア等の清掃を行うとともに、防火・防犯上の点検を行うこと。

（イ）　運営事業者は、本業務において、事故や火災等の災害又は犯罪が発生したときは、博物館にその状況等について遅滞なく報告すること。

（ウ）　その他、使用物件の目的外使用、権利の譲渡、転貸を禁じ、使用物件に損害を及ぼしたときは賠償を行うこと。また契約終了後は、原状回復を行い町に返還すること。

5　申込に関する事項

（1）　申込資格

ア　御船町内に本社、支店、事業所を置く事業者であること。

イ　商品販売の店舗経営年数が３年以上で、経営基盤が安定していること。

ウ　申込者自らが直営するものであること。

エ　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われているものでないこと。

オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。

カ　町税を滞納していないものであること。

キ　公共の安全及び福祉に反しない者であること。

（２）　申込資格についての留意事項

ア　団体については、法人格を有しない任意団体も可とするが、個人は対象としないこと。

イ　複数の団体により構成されたグループによる申込も可とするが、その場合、グループ内の出資割合、費用負担割合等を最大とする団体をグループ代表団体として定めること。また、代表団体、構成団体を変更することは原則として認めない。

（３）　選定対象からの除外

次のいずれかの要件に該当する場合は、選定対象から除外する。

ア　複数の事業計画書等を提出した場合

イ　申込者及び申込者の代理人並びにそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合若しくは、選定委員会委員に個別に面会等の接触を行った場合

ウ　提出書類に虚偽又は不正があった場合

エ　受付期限までに必要な書類が提出されなかった場合

オ　提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合

カ　その他不正な行為があった場合

（４）　募集要項等の配布

ア　配布期間 令和７年７月 11 日（金）から令和７年７月 31 日（木）

イ　配布時間 午前９時から午後５時まで

ウ　配布場所 御船町恐竜博物館事務室 （データでの提供も可能）

（５）　提出書類

ア　御船町恐竜博物館ミュージアムショップ運営事業者申込書（様式１）

イ　定款若しくは寄付行為の写し又はこれらに準ずる書類

ウ　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

エ　現在の業務の概要を記載した書類等（事業計画書、組織体制、社歴等記載のもの）

オ　直近３箇年の決算書

カ　町税の滞納の無い旨の証明書

キ　その他、町が審査に必要な書類等の提出を求めた場合は、その指示に従うこと

※上記アの申込書には、運営に当たっての提案として次の項目を盛り込むこと

（ア）　ミュージアムショップの運営方針

（イ）　店内の雰囲気づくり

（ウ）　接客サービス向上の取組み

（オ）　恐竜博物館との連携アイデア

（カ）　その他の提案・特にアピールしたいこと等

（６）　現地説明会

ア　日　時　令和７年７月 24 日（木）
※具体的な時刻は申込みされた各事業者に個別に連絡する。

イ　場　所　上益城郡御船町大字御船 995－6
御船町恐竜博物館２階体験交流室

ウ　申　込　参加を希望する事業者は、令和７年７月 23 日（水）午後５時までに、現地説明会申込書（様式２）を電子メールにて博物館に提出すること。参加者は１事業者あたり３名までとする。

エ　その他　令和７年７月 23 日（水）午後５時までに提出された（７）に記載の質問票（様式３）について、可能な限り現地説明会にて回答を行う。

（７）　質問及び回答

募集要項に関する質問は、質問票（様式３）により、令和７年７月 23 日（水）午後５時までに博物館あて、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

質問に対する回答は、（６）の現地説明会において、可能な限り回答を行うとともに個別にメールで行う。

（８）　提出書類の受付

ア　受付期間　　令和７年７月 16 日（水）から令和７年７月 31 日（木）

イ　受付時間　　午前９時から午後５時まで

ウ　提出方法　　御船町恐竜博物館まで持参又は郵送すること。

（９）　申込に当たっての留意事項

ア　「御船町恐竜博物館条例」（平成 12 年御船町条例第 12 号）及び「御船町恐竜博物館条例施行規則（平成 12 年御船町規則第 7 号）その他関係法令等の規定を全て了知の上で申請すること。

イ　提出後の提出書類の変更は認めない。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。

ウ　申込に要する経費は全て申込者の負担とする。

エ　選定結果として申込事業者名、審査結果概要等の情報公開を行う場合があることを了知の上で申込むこと。提出書類は返却しない。

６　運営事業者の選定等について

（１）　運営事業者の選定は、選定委員会による書類審査に基づき選考する。委員会は非公開とする。

（２）　審査基準及び配点は次のとおりとする。

審　査　基　準		配 点
店舗運営	ア　ミュージアムショップの運営方針 イ　店内の雰囲気づくりの取組 ウ　接客サービス向上のための取組 エ　博物館との連携アイデア オ　その他の提案内容等	５０
経営の安定性	ア　経営管理能力 イ　経営基盤（資金力等） ウ　恐竜博物館の運営及び事業推進等に対する協力体制及び連携体制	５０
合 計		１００

（３）　運営事業者の選定

選定委員会の審査結果において、評点が最も高い申込者を運営事業者（候補）として選定する。ただし、上記（２）の店舗運営、経営安定性について、合計の評点が 60 点未満だった場合又は一方の評点が 20 点未満だった場合には選定しない。

選定後は、運営事業者（候補）と町との間で御船町恐竜博物館ミュージアムショップの運営に関する委託契約を締結する。（契約締結によって事業者決定とする） 選定した事業者（候補）と協議の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行う。

なお、選定後、申込みをした全ての事業者に対して、選定結果を令和７年８月 20 日（水）までに通知する。その他選定に当たって必要な事項は別に定める。

7　事業運営の継続が困難となった場合の措置

（1）　運営事業者は、事業の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、速やかに町（恐竜博物館）に報告すること。

（2）　運営事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合、町（博物館）は運営事業者に対して改善等の指示を行い、期限を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができるものとする。この場合、運営事業者が当該期限内に改善することができなかった場合は、町（博物館）は運営事業者としての選定を取り消し、または業務の全部又は一部を停止させることがある。

（3）　運営事業者が契約締結までに次の事項に該当するに至った場合、町（博物館）は運営事業者としての決定を取り消すことができる。

ア　運営事業者が、正当な理由なくして契約の締結に応じない場合

イ　財務状況の悪化等により事業の履行が確実でないと認められるに至った場合

ウ　その他、著しく社会的信用を損なう行為等により指定が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合

（4）　上記（2）又は（3）により運営事業者の決定が取り消され、または業務停止となった場合、町（博物館）は運営事業者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、運営事業者は博物館に生じた損害を賠償しなければならない。

（5）　不可抗力その他町（博物館）又は運営事業者の責めに帰することができない事由により運営の継続が困難となった場合は、町（博物館）と運営事業者は事業継続の可否について協議することとする。

８　その他

本募集要項について疑義が生じた場合や記載のない事項については、町（博物館）と事業者が協議して決定する。

９　担当及びお問い合わせ先

御船町恐竜博物館　担当　山本、田中

〒861-3207 熊本県上益城郡御船町大字御船 995-６

TEL：096-282－4051　FAX：096-282-4157

E-Mail：info@mifunemuseum.jp

（様式１）

令和７年　月　　日

御船町長 藤木正幸　様

所在地

団体名称

代表者氏名

電話番号

担当者所属（　　）

職・氏名

御船町恐竜博物館ミュージアムショップ運営事業者申込書

御船町恐竜博物館ミュージアムショップの運営を行いたいので、下記のとおり申し込みます。

記

１　店舗運営

（１）　ミュージアムショップの運営方針

店舗運営の方針・体制、販売戦略、提案等を具体的に記載してください。

（２）　店内の雰囲気づくり

店舗のディスプレイやスタッフの服装など含めて具体的に記載してください。

（３）　接客サービス向上の取組み

販売スタッフ研修等について、具体的に記載してください。

（４）　恐竜博物館との連携アイディア

恐竜博物館との連携方策などについて具体的に記載してください。

（５）　その他

上記（１）～（４）以外に提案や特にアピールしたいことがあれば、具体的に記載してください。

２　申込者の現在の事業概要

（１）　事業概要

（２）　年商及び従業員数（過去３か年）

事業期間	年間売上高（千円）	従業員数	備考
令和　　年　　月 ～　　年　　月			
令和　　年　　月 ～　　年　　月			
令和　　年　　月 ～　　年　　月			

※添付書類

ア　定款又は寄付行為の写し若しくはこれらに準ずる書類

イ　役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

ウ　現在の業務の概要を記載した書類等（事業計画書、組織、社歴等記載のもの）

エ　直近３か年の決算書

オ　町税の滞納の無い旨の証明書

※様式１の事業者申込書の記載欄は必要に応じて増減すること。

（様式２）

令和７年７月　　日

現地説明会参加申込書

御船町長　藤木正幸　様
（恐竜博物館取扱い）

（申込者）
所在地
団体名称
代表者氏名
（担当者）
所　属
氏　名
連絡先　電話番号
FAX 番号

御船町恐竜博物館のミュージアムショップ運営事業者募集に関する現地説明会の参加について、次のとおり申し込みます。

《参加者》

所属・職名	参加者氏名

（様式３）

令和７年７月　　日

御船町恐竜博物館ミュージアムショップ運営事業者募集に関する質問票

御船町恐竜博物館 御中

E-MAIL：info@mifunemuseum.jp

提出期限:令和７年７月 23 日（水）午後５時

申込者	
担当者職・氏名	
TEL/FAX	
E-mail	

【質問内容】